

平成29年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成29年6月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成29年6月8日 午前9宣告（第7日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	産業建設課長	公文 博章
教育長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町民課長	和田 強
総務課長	麻田 正志	国土調査課長	廣田 郁雄
税務課長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成29年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成29年 6月 8日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第53号 | 平成29年度佐川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 議案第54号 | 平成29年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第55号 | 平成29年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第56号 | 平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第57号 | 佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第58号 | 字の区域及び名称の変更について |
| 日程第7 | 議案第59号 | 物品購入契約について |
| 日程第8 | 発委第1号 | 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書 |
| 日程第9 | | 議員派遣について |
| 日程第10 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

平成29年6月佐川町議会定例会追加議事日程〔第4号の追加1〕

平成29年 6月 8日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第9号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の第2回変更契約の締結について） |
| 日程第2 | 議案第60号 | 物品購入契約について |

議長（藤原健祐君）

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

議案質疑に入る前に申し上げます。

質疑、討論、採決は、各議案ごとに行います。

日程第1、議案第53号、平成29年度佐川町一般会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

10番（永田耕朗君）

21ページの発明ラボの耐震設計と耐震工事請負費で1,262万の予算が組まれておりますけれども、この発明ラボの建物は個人のもので借りておると思いますが、これの契約年数と家賃をまず説明いただきたいと思えます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この物件につきましては、契約期間は、一番最初は平成29年3月1日から平成29年3月31日まで。そしてこの4月1日以降は、1年間の契約で毎年度更新をするという形になっております。

賃貸借の賃料ですけれども、月額6万円ということになっております。以上です。

10番（永田耕朗君）

1年契約という説明でございましたが、1年契約のものに補助金あるいは一般財源から多額の予算が組まれておりますが、どうもこういった個人の財産に対して、長期のものなればこそ、短期の契約物件に対しての耐震予算というものがちょっと異常ではないかと考えるわけでありまして、私ども議会といたしましては、この予算について町民に納得できるような説明ができないと、私は考えるわけでありまして、この辺を、町民を納得さすような説明を願いたいと思えます。

町長（堀見和道君）

おはようございます。永田議員の御質問にお答えさせていただきます。永田議員のおっしゃるように、1年間の契約で、更新といえどもですね1年間という期間、短い期間の契約期間に対してこれだけの設計、耐震改修、設計料、工事料、工事費ですね、を、予算として組むのは、おかしいということに関しましては、そのとおりだ

というふうに思います。

家主さんはですね、長期の契約でもいいよというふうにおっしゃっていただいておりますので、至急、契約の見直しをして、7年から10年、長期にわたって借りられるような計画を立てた上で予算の執行をさせていただきたいと思いますので、御理解のほどをよろしくをお願いします。以上です。

10番（永田耕朗君）

この予算編成の時点で、これは悪い解釈をすれば、1年で家主さんから返してくれというようなことが出た場合には、多額の公費がふちの底に沈むというようなことで、また補助金の返還と、1年、2年、3年ぐらいで契約が解除された場合には、これは補助金の返還というようなことで、非常に問題を生ずる心配があるわけでございまして、こういったことに対して、こういった予算が何も検討されずに組まれておるのか。

この当初のときにも、この発明ラボを、家を借りたということは聞いたわけですがけれども。その時点で耐震補強なり、せんといかんということがわかっておらなかったのか。今まで何ら、議会、私どもにも説明がなくて、この議案説明会で初めてこの数字を見たわけではありますが。余りにもこの予算というのは、個人への財産に対しての予算が太すぎるということを感じるわけですが、これを、このままでは私どもも認めることはできないと感じるわけですが、方法としてどのようなことを考えるのか。予算の見直し、凍結、いろいろあるかと思えますけれども、どのような手立てを、ここで今、示せるのか説明をいただきたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森さんのほうから、家主さんのほうからですね、長期に貸してもいいよというお言葉をいただいた内容の中で、契約書の契約年数につきまして私のほうで最終的に細かく、チェックをし忘れておりました。これはまことに申しわけないことだというふうに思っております。

その部分をしっかりとですね踏まえた上で、まず契約書の見直しが先決、先にやらなきゃいけないことになりますので、まず契約の見直しをして、それを議会の皆さんに御説明を申し上げさせていただきまして、この建物につきましては、恐らく耐震補強はしなければいけないだろうということはわかっておりました。大きさから

いきまして、1千万かかるかかからないかぐらいではないかなというふうに想定しておりましたが、構造的に少し複雑な部分もありまして、金額的に当初の予定より少し大きくなっております。

ですので、まずは、耐震の設計をしてみないことには予算がわかりませんので、耐震の設計をまず、実施設計のほうをさせていただきまして、その設計の上で予算が、工事のほうの予算が固まりましたら、その予算の、請負工事の入札をする前にですね、しっかりとこのような内容になりましたということで議会の皆さんに説明をさせていただきまして、議会の皆さんの了解を得られない限りは、この予算の執行、請負工事の予算の執行はしないという中で、丁寧に丁寧に進めてまいりたいと思いますので、御了承いただければと、御理解いただければと思います。以上です。

10 番（永田耕朗君）

3回目ですので、まとめて再度お伺いをいたしますが。この補正予算が既にもう上程をされておるわけでありまして、ここで、議会としてどういう対応ができるかということになりますと、町長がこの場で、次の9月議会に修正をするなり、取り下げるなりということが、白紙に戻すということが前提ではないかと。この予算編成というものは、明らかに間違った予算立てになっておると。個人の資産に対して1,262万もの公費をつぎ込むというのは、今まで佐川町でもこのような事例はないと私は感じます。

あくまでも個人の資産でありますので、普通の土木工事においても個人の負担が何割かは要るわけでありまして、今回、これは全額公費で個人の資産を耐震補強するという、結果的にそういうようなことになっておるわけでありまして。

こういったものが一度予算が上程されたとなると、見直しあるいは凍結だけでは白紙にならんと考えるわけでありまして、これ、一度ゼロに戻すお考えはないのか、再度、お伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。最近、日本全国で、空き家の問題、空き店舗の問題が数多く出ております。空き家を改修をして、空き店舗を改修をして活用していこうという流れの中で、今空き家に関しましては、耐震改修工事をして、移住促進住宅として活用するというので、全て公費で600万までお金を入れて空き家を改修をして、ただ10年間、町が借り受けて移住者に貸し出すという制度がご

ざいます。これは空き家利用促進のための国の設置している事業でありますが、空き店舗に関しても、空き店舗の活用をしていこうということで、今、いろいろな施策がとられております。

今回、進め方が大変よくなかったというふうに私も認識をしております。ここまでもう少し丁寧にですね、御説明をさせていただいて、しっかりと議案として上げさせていただければというふうに反省をしておりますが、ぜひですね、今後この予算の執行につきましては、丁寧に丁寧に説明をさせていただいて、契約の見直しもして、御説明をさせていただいた上で、進めていきたいと思っておりますので、予算の凍結という形で、ぜひお願いをしたいとそのように考えております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

議長、議長の許可をいただいてもう一度発言をしたいですが。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 14 分

再開 午前 9 時 15 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

許可します。

10 番（永田耕朗君）

3 回ということですがけれども、議長の許可がいただければ発言ができるということでございます。ただいま町長から空き家事業という話が出ましたけれども。空き家事業はもちろんございます。しかしこれは、空き家事業の制度の中で、耐震補強、補助金の中で耐震補強としておるわけでありまして、今回のこの耐震工事というのは空き家事業とは別次元でありまして、また補助金の 500 万以外に 770 万という一般財源が組み立ておるということで、その空き家事業とは根本的に中身が違ふと私は考えるわけではあります。

再度、再度お伺いをいたします。この予算について見直し、修正をするおつもりはないのか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。予算の執行に関しまして、請負工事

金額の精査もしっかりさせていただきたいと思いますので、ぜひ、本定例会で予算をこのままの形で御審議をしていただきまして、凍結という形でぜひ、お願いをしたいというふうに思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

今のこの発明ラボの件について引き続きちょっと御質問いたしますが。

先ほど、当初から説明がなかったのではないかという永田議員からの指摘もございましたが、私も今の町長の時代ではないですけど、前の時代にも、最初は余り説明がなく事業が始まり、後に次々と追加の予算が出てくると。後のその予算の計上がわかっているならば、賛成できない事業もあると思います。その辺はしっかりと説明をしていただくことは当然ですが、今この時点で、そのときは少し抜かっておりましたと言われても、もう皆さん手を上げて通っておりますので、やっぱり、しっかりその辺は認識をしていただきたいというのと、個人的にはこの、先ほどからお話が出てますが、この1,200万というものを、例えば3年にしろ10年にしろ、行政側でないものに予算を投じるわけで、そこに投じるのであれば、町内にはいくつも遊休地があるわけで、その中で適したところにそれなりのものを1,200万というものがあれば、ある程度のものは建てれるのではないかと。そういったことも検討を最初の段階で検討したのかどうか、ということが1つ。

それからそもそものこの発明ラボというものが、どういうものか、後にどういう事業展開をしていこうと考えておられるのか。少しうがった見方をすると、先がなかなか見えないので、余り長い契約をすると、抱えなければいけない。これは僕の個人的なうがった見解ですけど。だから、単年度にしてたほうが、逆に借りるほうからすると都合がいい。更新というのは、私もそういう事務を長年してましたが、更新は妨げないですから。

ただ、片方が切れば切れるわけですので、できれば元々の発明ラボというものがどういう事業展開をしようかということも、少し、もう少し、先にこういうことを見据えているということも合わせて説明をいただかなければ、なかなかこの1,200万という公費を投じることを、なかなか簡単には認めることができないということですので、その辺を御説明を、2点、いただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。さかわ発明ラボにつきましては、佐川町の地方創生の事業の1つとして、自伐型林業とものづくりという中で、山から出てきた木をですね活用してものづくりにつなげていこう。少しでも付加価値を高めていこうという中で中山間地域のようなどころでものづくりをやる場合にですね、IOT、デジタルとインターネットを使ったものづくりというのが、これからの時代の潮流になるであろうと、いう想定のもと、デジタルファブリケーションの機械も購入をし、今進めているところであります。

その中で、今、観光協会、青山文庫等新しく佐川のヒノキでつくったお土産の販売も少しずつしておりますし、後は、尾川小学校におきまして、今ロボット動物園という事業を、今3年目を迎えておりますが、佐川町の山から切ったヒノキを使った木製のロボットを使ってですね、デジタルのものづくりとデザインと、あとプログラミングを勉強する授業という形で今、取り組みを進めております。

さらに今年度は、放課後ですね、佐川町内の子供たちが集まってそのものづくりに親しんでもらうように、体験してもらおうようにということで、放課後の発明ラボのクラブも行っているところであります。

少しずつ、このデジタルのものづくり、これからの時代のものづくりというものを子供たちや大人、年配の方も含めて、体験をする、知る、勉強をする機会があればですね、新しく、創造的なものづくりにつながっていくんではないかなあとと思って、この事業を推し進めていきたいと、そのように考えております。

場所につきましては、当初、いろいろな検討をしました。一番最初は、〇久の竹村分家の呉服店で検討しました。その次に、地場産センターの2階でどうだろうかということで検討させていただきました。議員の皆様から地場産センターでないところで、どこかほかに場所を探して借りてやったらどうだという御提案もありましたので、1年間文化センターに居を構えて、その1年間の間で、上町地区で、ほかに借りられる場所がないかということで探しました。

4～5カ所候補がありまして、その中で、旧の西森歯科さんに決定をさせていただいたと。これは建物の構造、あと大きさ、トータルで判断をして、もう西森歯科さんしかないだろうということで判断をしました。

上町地区で、町有地に新しく建てるということは、今、建てられる場所がなかなかございません。建てる、この金額ではおさまらないという判断もしております、当初の見込みよりは西森歯科さんの改修工事、耐震工事、予算少し多めになりましたが、新しく建てるよりは少ない金額でできるという判断のもと、今回、議案として上げさせていただいております。

以上、私からの説明になります。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長、休憩願います」の声あり）

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 22 分

再開 午前 9 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

全員協議会のために 30 分ぐらい休憩します。

10 時まで休憩します。

休憩 午前 9 時 31 分

再開 午前 10 時 8 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

先ほど、永田議員それから松浦議員からも質問があり、この予算についてですね、明らかにその方向性としてはおかしいというふうな御意見が出ております。私自身も、その貸付期間の問題については明らかに問題があるというふうに考えます。

先ほど、町長のほうからは、その予算の凍結というふうなお話でしたが、今後、どのような形でですね、その中身について

議会に対し説明をされ、どのような形で今後取り組みを進めていきたいというふうに考えておられるのか、そのあたりの御説明をお願いいたします。

町長（堀見和道君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきます。まずは、家主さんとの契約の見直しを図りまして、新しい契約の締結をまず行いたいと思います。契約を行った後、その契約書の原本をお示しをして、このような形での契約になりましたということでお伝えをしたいと思います。契約期間は、10年間の契約を締結したいと現時点で考えております。

契約の変更の後、まず実施設計、耐震改修の設計も含めて、実施設計をしないことには、どのような工事をするのかということの精査ができませんので、本定例会で提出をさせていただいております設計につきまして、まずとり行います。その設計の結果、金額もまとまりますので、その内容につきまして改めて議会の皆様に丁寧に御説明をさせていただいて、議会の皆様から、この金額でいざらうというふうにおっしゃっていただきましたら、すぐに入札の業務に、入札のほうに向かいたいと。

入札をして、その結果につきましてもまたしっかりと御説明をしたいと思いますが、その契約の締結とあわせてですね、さかわ発明ラボ、このさかわ発明ラボが今後佐川町の地方創生において、どのような役割を果たしていくのか、どのような地域の活性化に資するのかということ、契約の変更とあわせてですね、議会の皆さんにぜひ全員協議会という形でお集まりを願いまして、しっかりと説明をした上で設計のほうに入っていきたいというふうに思います。

まず契約の見直しを早期に行い、あわせてですね、それとあわせて、さかわ発明ラボの意義、存在意義、佐川の活性化に資するかどうかを説明をさせていただきまして、その後設計に入り、そして入札を行い、工事を行うと、そのような段取りで進めさせていただきたいと思いますが、しっかりと、丁寧に説明をさせていただいて、この事業を進めてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

2番（坂本玲子君）

お伺いします。空き店舗の補助金があると思いますが、その補助金申請なども同時に行うわけですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。この事業は、地方創生の推進交付金を充てておりますので、その地方創生の交付金で事業として行ってまいります。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

修正動議を提出します。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 13 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案に対しては、永田君ほか 1 名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

10 番（永田耕朗君）

説明をさせていただきます。

（以下、「議案第 53 号 平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正動議」朗読）

次のページをごらんください。

（以下、（別紙）「議案第 53 号 平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正案」1 行目から 4 行目まで朗読）

最後のページの事項別明細書によって説明をさせていただきます。歳出の下の表のほうですが、13 節委託料で、さかわ発明ラボ耐震診断・設計委託料 162 万を減額してゼロにするものです。そして、その下の 15 節工事請負費、さかわ発明ラボ耐震改修工事請負費 1,100 万円をゼロに減額するものでございます。歳入は、歳出の同額の減額をするものであります。よろしく願いをいたします。

議長（藤原健祐君）

これで、提出者からの修正案の説明を終わります。これから、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、平成 29 年度佐川町一般会計補正予算(第 1 号)について採決を行います。

まず、本案に対する永田議員ほか 1 名から提出されました修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成者は起立願います。

賛成多数。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

賛成多数。

したがって、議案第 53 号における修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 54 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第55号、平成29年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第55号、平成29年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第56号、平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号、平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 57 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 58 号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。
日程第 7、議案第 59 号、物品購入契約について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、物品購入契約について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま町長から、報告第 9 号及び議案第 60 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

休憩します。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 27 分

議長 (藤原健祐君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告第 9 号及び議案第 60 号を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1、報告第 9 号、専決処分の報告について (工事請負契約の第 2 回変更契約の締結について)、

追加日程第 2、議案第 60 号、物品購入契約について、
以上 2 議案を、一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、追加報告事件について御説明申し上げます。

報告第 9 号、専決処分の報告につきましては、霧生関防災拠点施設（仮称）整備工事について、工事請負契約の第 2 回変更契約の締結をするもので、契約の目的、契約金額、契約の相手方は、専決処分書のとおりであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 5 月 26 日に専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

続きまして、追加議案について御説明申し上げます。

議案第 60 号、物品購入契約の締結につきましては、平成 29 年 5 月 31 日に入札を行いました平成 29 年度佐川町消防団ポンプ自動車調達業務の物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は 2,785 万 30 円。契約の相手方は、高知県高知市南川添 1 番地 28、株式会社藤島、代表取締役藤島正守でございます。

なお詳細につきましては、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。以上です。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第 60 号物品購入契約の締結につきまして説明をさせていただきます。

今回購入いたしますのは、消防ポンプ自動車、いわゆるポンプ車と呼ばれるものでございます。現在、佐川町消防団に配備しております消防ポンプ自動車は 7 台ございまして、最も古い車両で導入後 24 年が経過と、老朽化が進んでおります。今年度から年に 1 台ずつの更新を計画しております。

車両の概要につきましては、参考資料をごらんいただきたいと思います。

まず 1 枚目のほうは、今回の入札の結果、そして契約の内訳、納入期限、平成 30 年 1 月 19 日ということになっております。1 枚め

くっていただきましたら、写真のほうがございます。この写真につきましても、他の市町村の消防団のものですけれど、今回購入するものと同タイプの車両ということになっております。

仕様につきましては、排気量4千CC以上の四輪駆動車、定員が6名、赤色回転灯、電子サイレンをハイルーフキャブの上部に設置し、A2級の主ポンプのほかポンプ操作時の状況を確認しやすい大型液晶モニター装置などを装備しております。液晶モニターにつきましては、もう1枚めくっていただきましたら、そちらのほうにモニターの写真があります。

また同じように、安全対策といたしまして、バックモニターそしてドライブレコーダーを設置することとしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤原健祐君）

議案質疑に入る前に申し上げます。

質疑、討論、採決は、各議案ごとに行います。

報告第9号、専決処分の報告について（工事請負契約の第2回変更契約の締結について）、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

議案第60号、物品購入契約について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号、物品購入契約について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、発委第 1 号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書、を議題にします。提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（中村卓司君）

私のほうから、発議を提案をさせていただきたいと思いますが。これは、おとといの総務文教常任委員会の折に、審査報告をさせていただいて、皆さんの賛成をいただいた、採択になった分の意見書でございます。

それでは、報告をいたします。

（以下、「発委第 1 号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書」 1 ページ目朗読）

意見書の案を朗読をさせていただきます。

（以下、「発委第 1 号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書」 2 ページ目朗読）

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 1 号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議会議員研修会の議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会議員研修会の議員派遣は、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第 10、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶願います。

町長（堀見和道君）

本日は、議案の一般会計の補正予算につきましては、修正をいただきました上で承認をいただきました。また、それ以外の議案につきましては、全て御承認をいただきましてまことにありがとうございます。

修正の提案につきまして、永田議員また松浦議員からお出しをいただきました。私自身、この修正に至った経緯、内容をしっかりと腹に入れて、今後の行政運営に臨んでまいりたいと、そのように考えます。事業を進めていく上で、やはり大切な原理原則をたがえずに進めていくこと、また議員の皆様にも、わかりづらい部分をわかりやすく、丁寧に、丁寧に説明すること、このことをしっかりと肝に銘じて今後行っていきたいというふうに思います。

まだまだ若輩者でございますし、足りない部分が多々あるかと思っております。ぜひ、これからも本日のような提案、御指導、御鞭撻を

いただきたいと、そのように思います。

もうすぐで1期目のこの1期の私の任期も終わりになりますが、これまで同様、佐川町のため、佐川町民の幸せのため、この思いでただひたすらこれまでやってまいりましたが、今後も残りの期間、この思いを変えずに、佐川町のために一生懸命尽力していきたいと、思います。

執行部と議会は、町政運営の両輪だと言われております。ぜひ、これからも執行部に足りないところがありましたら、引き続き御指導いただきますよう、改めて心からお願いを申し上げまして、6月定例会の終わりに当たっての私の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成29年6月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時45分